

令和1年9月7日

会員 各位

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町 2211 番地  
株式会社JU岐阜羽島オートオークション  
Tel 058-398-5100 / Fax 058-398-5109  
<https://www.i-gforce.co.jp>

## オークション規約 変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はJU岐阜羽島オートオークションをご利用賜り誠にありがとうございます。

令和1年9月14日より、オークション規約の一部を変更いたします。各位におかれましては、事前に内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

なお、オークション規約全文につきましては、当社ホームページにてご覧いただけます。

記

**オークション規約 変更・施行日 令和1年 9月 14日**

※ 令和1年9月14日開催分より適用します。

以上

## 【オークション規約 変更・追加】

### 第4章 会員情報および個人情報

#### 第1条 会員情報の取り扱い

2. 当社は以下の場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。

④ 連帯保証人から請求があった場合（新設）

（上記規約変更にともない、プライバシーポリシーも一部変更いたします。）

#### プライバシーポリシー Privacy Policy

#### 3. 個人情報の第三者への開示・提供

当社は、オートオークション会員様の個人情報を、上記2-4、5、7および12の場合を除き、正当な理由のない限り会員様の同意を得ること無く他者、第三者に提供いたしません。ただし、人命、人権または財産の保護のために必要がある場合、司法機関、警察等の公共機関による法令に基づく要請に協力する場合、連帯保証人から請求があった場合、その他法令に従う場合、会員様の意思を得ること無く情報開示することがあります。

### 第10章 紛争の仲裁クレーム規約

#### 第6条 クレーム免責事項

7. 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合におけるエンジン・ミッションに関する不具合。なお、エンジン・ミッションオーバーホールを要するものも含む。
7. 出品申込書に、エンジン・ミッションの不具合症状の記載がある場合におけるエンジン・ミッションの不良に関するクレーム。（不良とはエンジンオーバーホールを要するものを含む。）  
但し、当社が相当であると判断した場合はクレームとする。

## 【オークション規約 別表 変更・追加】

### 別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

#### 4. グレード相違(パッケージオプション含む) クレーム裁定欄

キャンセル時:ペナルティ2万円(低価格車は1万円) **ノーペナキャンセル** + 諸経費  
出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセル+諸経費のみ受付する。

#### 5. レスオプション ( 新設 )

評価付 書類発送日含む 7 日

R 点 書類発送日含む 7 日

低価格車 ノークレーム

商談 書類発送日含む 7 日

10 年・10 万 km 超 ノークレーム

(クレーム裁定欄)

取り外しが容易にできるもの(当社判断による)はノークレームとする。

### 別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

#### 5. メーター改ざん・交換 1 回転申告漏れ

(クレーム裁定欄)

キャンセル時:ペナルティ(出品店関与 10 万円・不関与 5 万円)+ 諸経費

出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティ裁定とは別に制裁を課すことがある。

※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、当社が送付した書類 **(車内から発見された記録簿等も含む)** から判明する場合は、当社から書類発送日を含む 1 ヶ月以内とする。

## 別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

### 22. エンジン下部（メタル・ピストン異音・焼付き・圧縮不足等）

（クレーム裁定欄）

必要により現車確認とし、ロータリーエンジンの圧縮不足、落札金額 10 万円未満はノークレームとする。なお、落札金額 10 万円未満であっても当社が重大と判断した場合はクレームとする。

### 27.クラッチ不良(滑り)

#### 37.電動オープン不良（新設）

|                |          |
|----------------|----------|
| 評価付            | 当日含む 5 日 |
| R 点            | 当日含む 5 日 |
| 低価格車           | ノークレーム   |
| 商談             | ノークレーム   |
| 10 年・10 万 km 超 | ノークレーム   |

（クレーム裁定欄）

但し、電装系が原因の不良は初年度登録から 5 年以上の車両に限りクレームとする。

#### 53.特殊・特装車両の上物と車両本体の年式違い（新設）

|                |             |
|----------------|-------------|
| 評価付            | 書類発送日含む 7 日 |
| R 点            | 書類発送日含む 7 日 |
| 低価格車           | 書類発送日含む 7 日 |
| 商談             | 書類発送日含む 7 日 |
| 10 年・10 万 km 超 | 書類発送日含む 7 日 |

（クレーム裁定欄）

但し、2 年以上の隔たりがある場合に限りクレームとする。